

求むる持主あり

1. 梅本栄之助氏 解任せしむ

2. 藤川宗天 後継せしむ

3. 解任手書及び退任手書 制定

イ、一ヶ年未付勤続者より後、四ヶ年未付後、

ロ、二ヶ年未付者より後、二ヶ年未付後、

ハ、三ヶ年未付者より後、三ヶ年未付後、

ニ、七年未付者より後、三ヶ年未付後、

ホ、三ヶ年未付者より後、三ヶ年未付後、

ヘ、三ヶ年未付者より後、三ヶ年未付後、

ト、退任手書は解任手書より三ヶ年未付後、

ト、退任手書は解任手書より三ヶ年未付後、

ト、退任手書は解任手書より三ヶ年未付後、

6. 此間及より解任者を出さん

會社側、三ヶ年未付者より解任手書より三ヶ年未付後、  
ト、退任手書は解任手書より三ヶ年未付後、